

第 30 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 3 年 1 月 14 日

第 30 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 3 年 1 月 14 日（木曜日） 11 時 00 分～12 時 10 時

○場 所 岩国市役所 2 階 特別会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）議事録署名委員の指名について

（2）諮問第 24 号 岩国市景観計画の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員 13 人〕

委 員（1 号委員）	塚 本 俊 明	榑 原 弘 之	隅 喜 彦
	廣 田 登 志 子	安 本 政 人	
（2 号委員）	桑 田 勝 弘	大 西 明 子	
	細 見 正 行	中 村 雅 一	
（3 号委員）	秋 山 公 志	重 富 寿	
（4 号委員）	植 松 義 博	桑 重 和 昭	

○欠席者〔委員 3 人〕

委 員（1 号委員）	梅 川 仁 樹
（3 号委員）	松 本 幸 司
（4 号委員）	河 野 摩 理

○傍 聴〔0 人〕

[11 時 00 分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第 30 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の村中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、急な時間変更に対応いただき誠にありがとうございます。大変ご迷惑をおかけしました。

本日は、コロナ対策に伴い、塚本会長及び榊原副会長がWEBによる会議出席になっております。本審議会では初めての形式になっておりますが、円滑な進行に努めていきたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、出入り口及び窓を開放した状態で審議を行いますのでご了承ください。また、出入り口にはアルコール消毒を設置しておりますので、部屋を出られた場合は、部屋に入られる前にアルコール消毒を行いますようご協力よろしくお願い致します。

それでは、会議の開会にあたり、山中都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

○山中都市開発部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の山中でございます。本日は、お忙しい中、第 30 回岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素から、市政並びに、都市計画行政の推進にご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会は、岩国市景観計画の変更についての諮問になります。岩国市景観計画は、平成 24 年に策定し、平成 27 年に岩国地区を景観重点地区に追加する変更を行っております。

この度の変更は、新たに文化的景観保存調査によって明らかになった価値を景観計画に反映したものとなっております。変更にあたり、これまで、地域の方々との意見交換会やパブリックコメントなどにより、市民の皆様の意見を伺い、岩国市景観審議会において、章ごとにご意見をいただきながら、案を作成してまいりました。

本日はその案について、景観法第 9 条第 2 項の規定に基づき、土地利用等に関することについて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や岩国市都市計画マスタープランとの整合など、都市計画の観点から、ご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、梅川委員、松本委員、河野委員が所用により欠席とのご連絡をいただいております。以上、委員 16 名のうち、現在 13 名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました青色の帯が表紙の第 30 回岩国市都市計画審議会審議資料、また、本日席上には、議事日程、委員名簿、配席表、そして資料の修正版及び錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観というリーフレットを配布させていただきます。以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いしたいと思います、WEB による会議になりますので、説明内容、質問される内容が通常より聞き取りにくくなる可能性があります。

質問される方の指名など、事務局でサポートさせていただきますが、会場の皆様もはっきりと大きな声で発言していただきますよう、お願いいたします。

それでは、塚本会長、議事進行をお願いいたします。

○塚本会長 よろしく申し上げます。それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名についてですが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第 13 条では、会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする規定されているため、桑田委員、重富委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしく申し上げます。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。本日は、市が変更する景観計画についての諮問 1 件の審議がございます。

日程第 2 諮問第 24 号岩国市景観計画の変更について審議したいと思います、よろしいでしょうか。事務局より説明をお願いします。

■諮問第 24 号

○事務局 それでは、議事日程の第 2、諮問第 24 号岩国市景観計画の変更についてご説明させていただきます。公園景観課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきます。岩国市景観計画の変更について事前送付分、訂正資料、文化的景観リーフレット、以上 3 点となります。事前

に、関係資料を配布いたしておりますが、本日はスライドを中心にご説明させていただきます。

まず今回の岩国市景観計画の変更の背景と目的についてご説明をさせていただきます。

計画変更の背景ですが、岩国市では、景観法に基づき景観計画を平成 24 年に策定し、同時に、それまで市独自で実施してきました、横山地区での景観形成の取組を受け、横山地区を景観重点地区に指定いたしました。

平成 26 年には、横山地区と岩国地区を対象に、城下町地区まちなみ環境整備事業を開始し、景観整備に取り組むとともに、翌年の平成 27 年には、景観計画の変更を行い、岩国地区を景観重点地区に指定しております。

同時に、文化財保護法に基づく、文化的景観の調査を開始しました。平成 31 年にその調査が完了し、岩国市における文化的景観の特性や価値がまとめられました。これを受け、文化的景観の保存活用に向けて、景観計画の変更作業を開始しております。

今回の景観計画変更スケジュールについてご説明させていただきます。

令和元年度には第 2 回から第 4 回の景観審議会において、変更内容についての審議を重ね、2 月にその段階での変更案について住民との意見交換会を行っております。そして今年度、景観審議会での審議とともに、令和 2 年 10 月にパブリックコメント及び説明会を実施したところでございます。

本日の都市計画審議会におきましては、景観法及び景観条例に基づき市民の皆様から意見をいただき、景観審議会での審議をいただいた変更案について、都市計画の観点から、整合性がとれているか等、ご意見をいただきたいと思います。

なお、住民の意見聴取については、法第 9 条第 1 項に、都市計画審議会の意見聴取については同条第 2 項に規定されています。景観審議会における調査審議及び意見聴取については、景観条例において規定されています。

また、現在の景観計画につきましても、平成 24 年の策定時、平成 27 年の第 1 回変更時において、都市計画審議会に諮問し、支障ない旨のご意見をいただいているところであります。

次に、今回の景観計画変更の目的です。平成 27 年度から平成 30 年度にかけて実施した、錦川下流域の文化的景観保存調査において、岩国の都市のはじまりである岩国城下町を中心とした錦川下流域を対象に、自然、風土と人々の生活、生業により育まれた文化的景観の価値が明らかとなりました。そこで、景観計画において文化的景観に関する位置づけを行うとともに、主に文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定申出を検討している範囲、横山地区、岩国地区を中心とする岩国城下町地区を対象に、重要文化的景観の保護

の観点から適切な措置が図られるよう、現計画の見直しを行うものとなっております。

次に景観計画と文化的景観の関係ですが、文化的景観は、過去から現在までを調査することにより、文化的景観がもつ価値、いわゆる地域らしさを確認することで、景観計画は、現在から将来に向けての景観形成のあり方を示しながら、実現を目指すものです。

現在、本市において選定申出を検討している重要文化的景観は、文化財保護法における制度上の位置づけとして、景観計画区域内にある文化的景観のうち重要なところであると規定されています。そのため、景観法に基づく景観計画において、景観計画区域内にある文化的景観を位置づけることが必要となります。

また、重要文化的景観に選定されるには、保存のために必要な措置を講じているものとされ、重要文化的景観の区域については、景観計画における景観の保全のあり方についても求められることとなっております。

ここで、都市計画マスタープランとの関係についてご説明させていただきます。山口県の岩国都市計画区域マスタープランにおいては、錦帯橋周辺地区等では、地域における人々の生活、生業が育んできた固有の文化的景観の保存を図るとともに、整備、活用に向けた取組を進めるとあり、また岩国市都市計画マスタープランにおいても、歴史的なまちなみや文化的景観を有する地区については、防災等に配慮しつつ、地区の景観特性を継承しながら魅力を育むことができるよう、景観まちづくりの取組を推進するとしており、文化的景観という観点に着目したまちづくりについては、都市計画の方針に基づいたものとなっております。

次に文化的景観に関する内容について、ご説明させていただきます。ここまでのご説明でも、文化的景観という言葉が出てきていますが、この文化的景観とは、平成 16 年の文化財保護法の改正により、新たに文化財として定められたものであり、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものとされています。難しい言葉に聞こえますが、これは、人々の暮らしが育んできた景観であり、地域らしさを感じさせる風景とも言えるものです。錦川の下流域は、江戸時代に都市が形成され、近代化とともに発展してきた歴史を伝える都市の文化的景観が継承されています。

平成 27 年から 30 年にかけて、この錦川下流域の文化的景観の保存調査を実施したところ、岩国城下町地区を中心とする都市域と、開作により生み出された生産域とが関係しながら、現在の景観地を形成していることが明らか

となりました。このうち、岩国城下町地区については、都市域の象徴的な景観地として、評価を受けたところです。

ここから先は、錦帯橋課で作成しております、お手元のリーフレットでご説明させていただきます。

それでは、2ページをお開きください。上のイラストにあるように、岩国城下町の文化的景観については、城山と岩国山、その間を大きくカーブしながら流れる錦川、城下町が置かれた横山地区と岩国地区で構成しているものと捉えています。この範囲における地形や歴史、人々の暮らしが作用し合いながら、現在の景観地を形づくっています。

調査結果を踏まえ、大きく3つの視点から、その魅力をまとめています。5ページをお開きください。1つ目として、川と向かい合う都市の仕掛けと暮らしです。岩国城下町は、江戸時代に岩国に移封された吉川氏が、錦川に土手を築くことで整備されたまちです。写真を載せているように、地区内には、錦川の治水や浸水への備えを物語る要素が点在しており、両岸の町では川と向かい合う暮らしが続いています。

次に、7ページをお開きください。2つ目として、錦帯橋がつなぐ岩国城下町を挙げています。錦川の両岸に跨る城下町ですが、大明小路から錦川の浅瀬を通り、直線的に主要道が通されるなど、整備当時から1つのまちとして設計されています。錦帯橋はこの直線上に架けられていることになります。また、横山地区には藩主と重臣の屋敷地が、対岸の岩国地区には大半の武士の屋敷地と岩国七町と呼ばれる町人地が配置されました。時代とともに両岸における人々の暮らしが変化しながらも、この構造は大きく変わらず、それが景観にも表れています。

次に、9ページをお開きください。3つ目として、描かれる風景と物見の生業を挙げています。左のページにあるように、錦帯橋は、江戸時代から多くの絵画に描かれており、これが日本各地に広まることで、人々が訪れる場所となります。下側に現在の写真を載せていますが、錦帯橋を軸とする構図は、今も昔も変わることがありません。物見の往来が育まれる中で、旅館や土産物屋など、いわゆる観光業が営まれるとともに、明治時代以降も、桜並木や錦帯橋のう飼など、新たな要素を生みだし、現在の景観地を特徴づけるものとなっています。

次に景観計画の変更内容について、ご説明させていただきます。今回の景観計画の変更につきましては、変更内容が2点あります。1点目は文化的景観について景観計画に位置づけ、これまでの内容について拡充を図るという点です。2点目は法定計画書としての整理に伴う構成の変更です。

都市計画審議会では、1点目の文化的景観について景観計画に位置づけることによる変更案について、都市計画との整合がとれているかどうかにつきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

まず1点目の文化的景観の位置付けに伴う変更点となりますが、変更内容としまして、大きく3つの項目があります。1つ目が文化的景観を景観計画に位置づけること、2つ目がそれに伴う方針及び基準の見直し、3つ目が景観重要公共施設の指定となります。

それでは文化的景観の位置付けについてご説明させていただきます。スライドでお示ししていますが、岩国市は広い市域において、岩国城下町地区における都市の文化的景観や祖生の田園風景のような農村の文化的景観など、多くの魅力的な文化的景観をもっています。それについて、まずは景観計画全体としての位置付けを行うため、第3章において、市域全体での文化的景観と、それを継承した景観形成を目指していくことを記述することといたします。またその中でも、すでに調査が完了している錦川下流域における岩国の文化的景観については、その内容についても記述をしています。また、第5章において、市街地の景観ゾーンにおいて、錦川下流域における岩国の文化的景観の守るべき価値や要素となる景観特性と特徴について記述しています。具体的にはさきほどリーフレットでご説明したこの地域の特徴、またそのエリアについてお示ししています。それをもとに方針及び基準について見直しを図ることといたします。

次に方針及び基準の変更についてご説明させていただきます。本市では、景観形成に取り組む5つの大きなまとまりとして、景観形成のゾーン区分を行っています。平成31年3月に作成された錦川下流域における岩国の文化的景観保存調査報告書において示された範囲は、景観計画における市街地の景観ゾーンに含まれるエリアとなっています。そのため、市街地の景観ゾーンにおいて、錦川下流域における岩国の文化的景観の位置づけが必要になります。また、錦川下流域の文化的景観における象徴的景観地のうち、岩国城下町として示された範囲を中心に、重要文化的景観の選定申出に向けた検討を行っており、重要文化的景観の区域における保全措置については、景観形成基準との整合が求められることから、景観形成方針及び景観形成基準について、内容の充実を図るための変更を行います。

対象範囲については、横山、岩国の両重点地区とともに一部の一般地区を含むエリアとなっており、それぞれについて見直しが必要となります。ただし、変更内容につきましては、文化的景観の価値を捉えるにあたって、これまでの方針や基準をより詳細に説明することで、内容の充実化を図るものであり、これまでの運用と大きく変わるものではありません。

変更内容については簡単にご説明させていただきます。まず重点地区を除く市街地の景観ゾーンについてです。景観形成方針においては、錦帯橋を中心とした錦川周辺における方針として、1点目に名勝錦帯橋の保全、2点目として文化的景観の象徴地として、錦帯橋や錦川からの眺めの保全や自然景観の保全について追記し、方針の充実化を図ります。

次に景観形成基準としまして、代表的なものをご紹介しますと、形態意匠の基準として、特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮することなど、各項目において、岩国城下町地区における文化的景観を意識した基準に変更いたします。

次に横山地区についてです。景観形成方針においては、豊かな緑に加えて、横山地区の象徴である桜並木について守り、活かす景観づくりをめざすことを追記するとともに、錦帯橋や錦川から、城山への眺望の保全、横山地区の特徴である武家屋敷地由来の土地利用について追記することで、内容の補完を図ります。

次に景観区分別景観形成方針ですが、錦川沿いの文化的景観の特徴を踏まえ、川との関わりについて追記するとともに、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、稜線に加え尾根についても自然景観と調和を図ることを明記します。また、岩国城址について、岩国の都市の始まりを伝える重要な資源として保全を図ることを追記します。

景観形成基準としまして、代表的なものをご紹介しますと、武家屋敷地に由来する横山地区のまちなみを継承していくために、歴史散歩地区、うるおい住宅地区共通で、武家屋敷地に由来する門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀などが連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、錦川沿い、横山1丁目、横山2丁目では、道路に面して1階軒などが連なる配置を基本とし、錦川沿いの連続する通り景観との調和を図ることとします。

次に岩国重点地区についてです。景観形成方針においては、市街地の背景として椎尾神社へ続く緑とともに岩国山に続く緑、また錦帯橋や錦川から岩国山への眺望の保全について追記するとともに、岩国地区のまちなみを形成する通りの特徴を追記することで、内容の補完を図ります。

次に景観区分別景観形成方針ですが、大明小路や山手小路の沿道の武家屋敷地や大明小路沿いのにぎわいのあるまちなみ、錦見七町に加え、土手町などについて文化的景観の特徴を踏まえ、それぞれのまちなみについて具体的に魅力的な景観形成を図ることを追記するとともに、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、岩国山へ続く稜線等自然景観と調和を図ることを明記します。

景観形成基準としまして、代表的なものをご紹介しますと、こまちなみ地区において、建築物・工作物の配置につきまして、通りごとの特性をきちんとかき分け、行為を行う場所と、配慮する内容を詳しく、わかりやすいよう具体的に示すことで、行為者にわかりやすい基準となるよう内容を見直しております。

続いて、景観重要公共施設の整備に関する事項についてご説明させていただきます。道路や河川等の公共施設は、多くの人々が利用し、目にするものであるとともに、その整備や使われ方により、地域の景観に影響を与える重要な要素の1つです。そのため、良好な景観の形成に重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定することで、整備に関する事項や占用等の許可基準について定め、より有効的な景観誘導を行っていくこととします。具体的には、河川については、山陽新幹線橋梁から下流の錦川及び門前川で管理者は県となります。また道路については、基本的に重点地区内を構成する道路及び橋梁で管理者は県及び市となります。いずれも歴史的な資源について保存・活用を図りながら、周辺の景観と調和したものとなるよう、管理者とともに景観形成を図っていきます。

最後に、2点目の変更内容である法定上の計画書としての整理に伴う、構成の変更について、ご説明させていただきます。朱書きの箇所が、最初にご説明いたしました、文化的景観の位置付け等に伴う新たな変更です。青書きの箇所が、構成上の変更となります。重点地区やゾーンの位置づけに合わせた構成の組み替えや、各ゾーンの景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針を集約化して新たに章立てした変更となります。これらは、基本的な内容を変更するものではありません。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日の都市計画審議会での意見聴取を経て、支障ない旨の答申がいただければ、今月中に景観審議会での諮問・答申、景観計画の変更告示を行いたいと考えております。また、錦帯橋課で進めております重要文化的景観の選定申出についても今月末に行う予定になっております。なお、計画の施行につきましては、一定の周知期間を設けたのち、6月頃からの開始を予定しております。

以上、簡単ではございますが、諮問第24号岩国市景観計画の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対して、初めて聞いてなかなか分かりにくい部分もあったかとはございますが、要は今回が2回目の改定となっているということ、そしてその改定理由というのが、重要文化的景観が岩国市として重要になってきたということで、この景観計

画も適切な措置が図れるように変更を行うとのご説明であったかと思います。なぜこの審議会で審議を行う必要があるかについてですが、都市計画区域の中に景観計画の重要な部分があるため、都市計画審議会にて意見をいただくとの趣旨を感じております。ですので、都市計画との整合性という観点から、質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。

- 中村委員 言葉や表現についての質問で、43 ページにあいまいな景観とありますが、これは適切なのかと感じました。現在のまちなみは、生業の中で現れたものであるとも捉えられます。

それと、99 ページの景観形成基準の中に、調和という言葉がいくつか見受けられます。これら調和というものが何をもって調和としているのか分かりにくいので、どこを基準に考えればよいのかということをご説明いただければと思います。

それと、46 ページに石出し護岸について記載されておりますが、これは文献等で立証されたものかについて教えてください。

- 事務局 あいまいな景観という意図について、景観計画では、5つのゾーンを設定しており、地域を大まかなまとまりで捉えています。その地域の中で様々な景観があるとは思いますが、都市と農村を区別することは難しく、様々な景観が入り交じっているという点から、あいまいなという表現をさせていただいています。

また調和についてですが、今回景観計画を変更した意図としまして、文化的景観の価値が明らかになったことによってよりその詳細を書き加えるという点で変更を行っています。しかしながら、同じエリアにおいても場所ごとに求める内容が異なることから、限定的に何をするのかを表現しづらいものであるため、ガイドラインで改めて考え方について詳細に示すこととします。

石出しについては、文化的景観の中で調査を行っています。文化財保護課とともに取り組む中で、歴史的観点からお示ししているものになります。

- 中村委員 石出し護岸の根拠については、詳しいことをよく調べていただいて掲載してもらえればと思います。ここの梁出しの部分というのは、江戸時代では材料置場とかだったのだと思います。このすぐ下が錦帯橋なので、錦帯橋に直接当たらないようにする配慮なら理解できますが、この表現で良いのかが気になるので確認していただければと思います。
- 細見委員 文化的景観の保護に向けては、地域住民に負担がかかることになると思います。景観条例で助成制度もありますが、見直しはどう考えていますか。

- 事務局 良好な景観は一度失われると二度と戻りません。景観は地域共有の財産として、地域住民とともに協力しながら守っていくことが大事であり、地域住民のアンケートでもまちの景観に誇りを持っている方が多く見受けられます。景観まちづくりはみんなで取り組み、みんなで守っていくものだと考えています。説明の中でもありましたが、今回の景観計画の変更は、これまでの取組の方向転換を行うものではなく、文化的景観についての調査報告書を反映し、これまで説明に記載していた内容をより詳細に示したもので、地域住民の負担が大きくなるものではないと考えています。また、必要な支援については充実を図っていきたいと思っております。
- 細見委員 地域に住んでいるものとしては、和のつくりを守っていくことは職人不足や価格の上昇もあり、相当な負担がかかります。それについての見直しは必要であると思います。またアルミサッシはよいが、タイルやセラミックはいけない等となっている点についても、タイルやセラミックでも景観に配慮した製品もあり、今の状況に即していない事項もみられます。また、ブロック塀の景観に配慮した外装を行っても、土塀とは助成に差があります。現場の声を聞いて、現実に応じた助成制度にしていく必要があります、実現化していくためには、助成制度で思い切った配慮が必要であると思います。
- 事務局 地域の方々との意見交換の中でも伺っております。今後も検討していきたいと思っております。
- 桑田委員 面的な制度として今回の計画の見直しは良いが、文化財保護の方向が見えません。吉香公園の木などは、気づいたら伐採されているものもあります。個別の文化財保護が手遅れにならないように、きちんと取り組んでほしいと思います。
- 臥龍橋通りの耐震化の不安等、防火や耐震上で気になることもあります。また、川沿いの桜も保存状態が良くない等、個別の課題はたくさんあると思います。岩国城址の石垣も保存に向けて大切なことであり、今後詳細な整備予定はあるのでしょうか。
- 塚本会長 文化財保護全般と今回の文化的景観の関係が理解しづらいところであったのかもしれませんが、文化財と景観に関して今後の予定があれば説明をお願いします。
- 事務局 防火上の問題、桜の維持管理、城址等、個別の課題への対応が必要になることは理解しております。良好な景観を維持していくためにも必要なことだと思っており、庁内関係部局で調整しながら取り組んでいきたいと考えております。
- 隅委員 私は現在吉川史料館に籍を置いています。文化財に指定されている仙鳥館について、道路に面した部分を駐車場にする計画を立てていました。

既存の塀も風で倒れるようなもので、なくすのは問題ないと考えており、プランを作成し市に相談にいくと、景観条例の関係で駐車場に屋根が必要だという話が出てきましたが、その後相談に行く都度に内容が変わっていき、費用がかさむことから中止せざるを得ないということになりました。景観のために必要な内容について、費用負担が大きく、民間の個人の土地に対してかみ合わないものが多いです。賑わいのまちなのに、店の看板が出せない等の話も聞きます。文書だけでなく、どのように地域の人たちと話し合いを進めていくのかははっきりしないので、しっかりと見据えていただきたいです。今後、計画が中止に至るようなことがほかに出ないよう考えてほしいです。

○塚本会長 民間の開発と景観誘導とのバランスの問題という点についてですが、何かご答弁あればお願いします。

○事務局 個別の話ではなく、皆さんと一緒に良好な景観を守り、つくっていきたいと考えています。先に設計プランを固めてから、市に来られることが多いのですが、こうなるとやり直しが難しくなります。独自の解釈で設計されてしまうことが多くみられます。元々届出の流れの中で、設計前に相談をしていただくようお願いをしているので、設計をする前にどんな小さなことでも良いので、先に相談をしていただければ、費用の活用なども踏まえて一緒に取り組むことができると考えています。

○廣田委員 教育の立場からみると、景観形成の基本方針はとても素晴らしい内容になっていると思います。私たちが子供たちへつないでいくことが大事であると思いますが、守るだけでは広がりません。時代のニーズに合わせて、つくっていく必要もあると思います。担当課として、つくっていくことについて、お考えがあればお聞かせください。

○事務局 岩国市の景観計画の基本目標は、2つの柱を持っています。景観形成の基本方針と景観推進の基本方針です。推進の方針では、まちづくりにつなげる、人や心を育てる等、啓発的なところも含めて、一緒に取り組むこととしています。子供たちが良好な景観があるまちで育ったと思えるまちづくりに取り組みたいと考えています。

○中村委員 全般的なお願いになりますが、景観形成には、建築基準法や消防法、河川法等が関係してくると思います。重点地区では基本的な法整備が必要で、これについてどう考えているかをお聞かせください。

○事務局 新築については景観計画に配慮いただきながら、建築基準法などの法令を遵守していただくことになります。古い建物を残す場合に、建築基準法に適さないものが出てくることが多いため、景観重要建造物などの保存にあたり、審査部署と協議しながら、基準法に適合しつつ残せるよう取り組んでいきたいと考えています。

○中村委員 岩国地区では修繕でも課題となることが多いので、その辺をよく詰めておいていただきたいと思います。

○塚本会長 他にご意見ございませんでしょうか。それでは、審議会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

計画の内容がかなり詳しい記載になっていることもあり、運用の中で住民に支障が出ないか心配があるとのことご意見をいただきました。今後、どのような形で運用していくか、まちづくりの方向性にあわせて柔軟に運用していくことが大事であり、これら内容をきちんと広報して情報伝達していくことが必要であるとのことでした。

また、文化財保護の観点と景観まちづくりとの整合性という観点から、景観計画だけの対応ではなく、文化財保護の観点からも取り組んでほしいという意見もございました。

内容として問題があるという意見はなかったので、支障なしとしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 問題なし。

○塚本会長 それでは、諮問第 24 号について、当審議会として支障なしの旨を市長に答申することとします。

本日予定された議事については、以上でございます。委員の皆様から、何かご質問がありますでしょうか。皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。長時間にわたり熱心なご審議を頂きお疲れ様でした。事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局 本日は、このような状況にも関わらず、ご審議いただきありがとうございました。塚本会長、榊原副会長につきましても、WEBでのご出席、進行、どうもありがとうございました。以上をもちまして、第 30 回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[12 時 10 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 3 年 2 月 2 日

議事録署名委員 桑田 勝弘

議事録署名委員 重富 寿